

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	柴島浄水場外採水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)西島製作所	16,800,000	平成25年10月1日	-	契約の性質または目的による場合	
2	大野下水処理場No. 2送泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	11,235,000	平成25年10月1日	-	契約の性質または目的による場合	
3	中浜下水処理場 送受泥槽攪はん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	2,625,000	平成25年10月2日	-	契約の性質または目的による場合	
4	海老江下水処理場 第2濃縮槽汚泥前処理設備揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	19,950,000	平成25年10月3日	-	契約の性質または目的による場合	
5	住之江下水処理場各種サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	2,299,500	平成25年10月3日	-	契約の性質または目的による場合	
6	舞洲スラッジセンター 各種給水ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	5,880,000	平成25年10月3日	-	契約の性質または目的による場合	
7	海老江下水処理場各種サイクロ減速機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械精機販売(株)	3,738,000	平成25年10月3日	-	契約の性質または目的による場合	
8	津守下水処理場第3汚泥処理棟混合汚泥破碎機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	5,565,000	平成25年10月8日	-	契約の性質または目的による場合	
9	八尾工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	203,700,000	平成25年10月9日	-	契約の性質または目的による場合	
10	北港抽水所 各種電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	2,520,000	平成25年10月10日	-	契約の性質または目的による場合	
11	住之江下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	28,245,000	平成25年10月11日	-	契約の性質または目的による場合	
12	住之江抽水所貯留水沈砂池機械スクリーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	3,255,000	平成25年10月11日	-	契約の性質または目的による場合	
13	大野下水処理場外1か所返送汚泥ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新菱工業(株)	23,205,000	平成25年10月11日	-	契約の性質または目的による場合	
14	大野下水処理場 汚泥消化槽ガスかくはんブロワ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)伊藤鐵工所	2,100,000	平成25年10月15日	-	契約の性質または目的による場合	
15	西成区役所昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	シンドラエレベータ(株)	12,075,000	平成25年10月16日	-	契約の性質または目的による場合	
16	大正工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	40,215,000	平成25年10月16日	-	契約の性質または目的による場合	
17	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	新明和工業(株)	3,780,000	平成25年10月16日	-	契約の性質または目的による場合	
18	住之江抽水所貯留水沈砂池揚砂設備工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)クボタ	119,385,000	平成25年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
19	平野市町抽水所 吐出ゲート用電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	4,357,500	平成25年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
20	鶴見工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	230,475,000	平成25年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
21	南港管路輸送施設ローカルドラム補修工事	09D:機械器具設置工事	環境局	富士車輛(株)	8,421,000	平成25年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
22	大阪産業創造館地下機械式駐車設備整備工事	09D:機械器具設置工事	都市整備局	三菱重工パーキング(株)	21,210,000	平成25年10月18日	-	契約の性質または目的による場合	
23	此花下水処理場外4か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)産機テクノサービス	93,345,000	平成25年10月21日	-	契約の性質または目的による場合	
24	放出下水処理場送受泥槽かくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ラサ商事(株)	2,520,000	平成25年10月22日	-	契約の性質または目的による場合	
25	南港管路輸送センター輸送設備点検整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	富士車輛(株)	2,782,500	平成25年10月22日	-	契約の性質または目的による場合	
26	平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	巴工業(株)	35,175,000	平成25年10月23日	-	契約の性質または目的による場合	
27	放出下水処理場No. 1スクリーンかすかくはん機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	3,675,000	平成25年10月24日	-	契約の性質または目的による場合	
28	住之江下水処理場機械棟ターボブロワ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	11,550,000	平成25年10月24日	-	契約の性質または目的による場合	
29	住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	6,247,500	平成25年10月25日	-	契約の性質または目的による場合	
30	降雨量観測装置修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	5,565,000	平成25年10月25日	-	契約の性質または目的による場合	
31	大正工場有害ガス処理設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	倉敷紡績(株)	9,403,800	平成25年10月25日	-	契約の性質または目的による場合	
32	大阪市立総合医療センター駐車場駐車管制設備改修工事	10:電気通信工事	病院局	(株)富士ダイナミクス	20,689,200	平成25年10月25日	-	契約の性質または目的による場合	
33	住吉区第530号線擁壁補修工事	01:土木工事	建設局	田中興業(株)	9,019,500	平成25年10月28日	-	入札に付することが不利な場合	
34	舞洲スラッジセンター各種バケットクレーン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントメカニクス	8,872,500	平成25年10月28日	-	契約の性質または目的による場合	
35	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	251,790,000	平成25年10月28日	-	契約の性質または目的による場合	
36	自然史博物館昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	日本オーチス・エレベータ(株)	19,635,000	平成25年10月29日	-	契約の性質または目的による場合	
37	八尾工場電気計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	29,641,500	平成25年10月29日	-	契約の性質または目的による場合	
38	放出下水処理場送泥ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	7,560,000	平成25年10月30日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
39	中浜下水処理場外1か所汚水ポンプ電気設備改良工事	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	60,375,000	平成25年10月31日	-	契約の性質または目的による場合	
40	北港処分地廃水処理設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	4,200,000	平成25年11月1日	-	契約の性質または目的による場合	
41	西淀工場2号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	3,297,000	平成25年11月1日	-	緊急の必要による場合	
42	出入橋抽水所外1か所 発電機用ディーゼル機関外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	3,675,000	平成25年11月8日	-	契約の性質または目的による場合	
43	柴島浄水場外攪拌設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	住重環境エンジニアリング(株)	26,880,000	平成25年11月8日	-	契約の性質または目的による場合	
44	大野下水処理場各種脱臭ファン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	セイコー化工機(株)	3,885,000	平成25年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	
45	住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	(株)荏原製作所	4,137,000	平成25年11月12日	-	契約の性質または目的による場合	
46	大阪市中心卸売市場本場エレベータ・エスカレータ補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	フジテック(株)	7,140,000	平成25年11月13日	-	契約の性質または目的による場合	
47	中浜下水処理場 高度処理設備No. 1取水ポンプ外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	4,515,000	平成25年11月15日	-	契約の性質または目的による場合	
48	柴島浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	143,850,000	平成25年11月18日	-	契約の性質または目的による場合	
49	庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設総合水運用システム改造その他工事	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立製作所	252,000,000	平成25年11月18日	-	契約の性質または目的による場合	
50	柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)日立製作所	53,865,000	平成25年11月18日	-	契約の性質または目的による場合	
51	住之江下水処理場外バケットクレーン修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントメカニクス	17,902,500	平成25年11月18日	-	契約の性質または目的による場合	
52	ATC庁舎内状態監視装置改修工事	10:電気通信工事	建設局	(株)コムプランニング	9,073,050	平成25年11月18日	-	契約の性質または目的による場合	
53	寝屋川口水門ITV設備修繕	10:電気通信工事	建設局	東芝電機サービス(株)	4,410,000	平成25年11月20日	-	契約の性質または目的による場合	
54	中島第2抽水所集じん用ベルトコンベヤ改良工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	43,050,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
55	海老江下水処理場 消化ガス脱硫設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	12,180,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
56	津守下水処理場消化ガス精製設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	9,135,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
57	中浜下水処理場 消化槽混合汚泥破碎機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住友重機械エンパイロメント(株)	5,145,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
58	津守下水処理場電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	6,930,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
59	舞洲工場焼却・破砕設備整備工事(その2)	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	36,687,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
60	住吉スポーツセンター屋内プール中央監視設備改修工事	09D:機械器具設置工事	都市整備局	アズビル(株)	11,550,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
61	大阪市中央卸売市場南港市場部分肉処理設備その他改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	花木工業(株)	17,850,000	平成25年11月21日	-	契約の性質または目的による場合	
62	舞洲スラッジセンター 一軸偏心式ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	8,400,000	平成25年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
63	舞洲スラッジセンター 2号汚泥供給ポンプ設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	兵神装備(株)	3,150,000	平成25年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
64	柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	43,680,000	平成25年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
65	東横堀川水門 電動開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	阪神テクノサービス(株)	7,245,000	平成25年11月22日	-	契約の性質または目的による場合	
66	東横堀川水門マイターゲート修繕	14G:水門・門扉工事	建設局	(株)IHIインフラ建設	7,665,000	平成25年11月25日	-	契約の性質または目的による場合	
67	柴島浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)明電舎	2,100,000	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
68	豊野浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	4,935,000	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
69	海老江下水処理場 汚泥処理棟消化槽加温設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)ヒラカワ	6,772,500	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
70	柴島浄水場外洗浄排水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)電業社機械製作所	22,050,000	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
71	住之江抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	589,470,000	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
72	平野下水処理場 汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)荏原製作所	4,042,500	平成25年11月26日	-	契約の性質または目的による場合	
73	大正消防署建設に伴うコンピュータ設備工事	04:電気工事	消防局	富士通(株)	3,675,000	平成25年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	
74	大野下水処理場濃縮前処理設備用揚砂ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	2,992,500	平成25年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	
75	海老江下水処理場外2か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	19,005,000	平成25年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	
76	北港処分地廃水浄化設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	メタウォーター(株)	10,080,000	平成25年11月27日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
77	大阪市更生療育センター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	都市整備局	東芝エレベータ(株)	15,540,000	平成25年11月28日	-	契約の性質または目的による場合	
78	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	三菱電機ビルテクノサービス(株)	5,691,000	平成25年11月28日	-	契約の性質または目的による場合	
79	道頓堀川水門修繕	14G:水門・門扉工事	建設局	日立造船(株)	38,955,000	平成25年11月28日	-	契約の性質または目的による場合	
80	横堤1丁目地内一時貯留水排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)鶴見製作所	2,782,500	平成25年11月29日	-	契約の性質または目的による場合	
81	放出下水処理場汚泥循環ポンプ外スクリープ式渦巻ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	古河産機システムズ(株)	4,672,500	平成25年11月29日	-	契約の性質または目的による場合	
82	庭窪浄水場洗浄ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	(株)荏原製作所	18,847,500	平成25年11月29日	-	契約の性質または目的による場合	
83	総合医療センター昇降機長周期地震動対策他改修工事	09A:昇降機設置工事	病院局	東芝エレベータ(株)	19,299,000	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
84	庭窪浄水場オゾン設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	70,875,000	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
85	中島第2抽水所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)明電舎	3,885,000	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
86	柴島浄水場外排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	メタウォーター(株)	113,505,000	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
87	東野田抽水所外1か所第1沈砂池流入ゲート用電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	3,412,500	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
88	西淀工場計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	富士電機(株)	11,266,500	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
89	駒川ポンプ場送水ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	新明和アクアテクサービス(株)	2,499,000	平成25年12月2日	-	契約の性質または目的による場合	
90	弁天抽水所スクリーンかす搬出設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	13,125,000	平成25年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
91	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	月島テクノメンテサービス(株)	48,825,000	平成25年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
92	海老江下水処理場スクリーンかす洗浄脱水設備破砕機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	10,920,000	平成25年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
93	海老江下水処理場No. 6、7沈砂池揚砂装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立プラントサービス	14,700,000	平成25年12月3日	-	契約の性質または目的による場合	
94	此花下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)日立製作所	364,350,000	平成25年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	
95	舞洲仮汚水ポンプ場No. 1汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	3,927,000	平成25年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
96	中浜下水処理場 ろ過水給水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 日立製作所	3,780,000	平成25年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	
97	大野下水処理場 汚泥処理室消化槽加温用設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) タクマ	10,080,000	平成25年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	
98	平野下水処理場東池急速ろ過池No. 1 洗浄排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	石垣メンテナンス(株)	6,510,000	平成25年12月6日	-	契約の性質または目的による場合	
99	西淀幹線(新伝法大橋添架管)600m m配水管漏水修繕工事他	07C:鋼管工事	水道局	日本ヴィクトリック(株)	49,263,900	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
100	平野市町抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 明電舎	244,650,000	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
101	放出下水処理場2次処理水再利用設備各種電動開閉機修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	西部電機(株)	4,410,000	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
102	中浜下水処理場 消化槽付帯設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱化工機(株)	7,035,000	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
103	津守下水処理場ポンプ棟雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	川崎重工業(株)	15,750,000	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
104	寝屋川口水門外39遠方監視装置修繕	10:電気通信工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	4,410,000	平成25年12月9日	-	契約の性質または目的による場合	
105	平野市町抽水所 ポンプ棟No. 2揚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 電業社機械製作所	4,095,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
106	大野下水処理場外2か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	向洋電機(株)	6,142,500	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
107	住之江下水処理場濃縮前処理No. 1沈砂分離装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	JFEエンジニアリング(株)	10,500,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
108	中浜下水処理場外4か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 明電舎	7,665,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
109	舞洲スラッジセンター2号汚泥熔融炉設備補修工事	09B:上下水道施設工事	建設局	月島機械(株)	199,500,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
110	放出下水処理場外7か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	29,400,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
111	海老江下水処理場外2か所電気計装設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	東芝電機サービス(株)	36,225,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
112	八尾工場クレーン設備整備工事	09D:機械器具設置工事	環境局	(有) サヌキ環境エンジニアリング	6,142,500	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
113	道頓堀川水門 排水ポンプ吐出弁用電動開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	建設局	日本ギア工業(株)	5,040,000	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	
114	放出下水処理場沈澄池No. 2原水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	3,727,500	平成25年12月11日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
115	中浜下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	月島テクノメンテサービス(株)	25,200,000	平成25年12月12日	-	契約の性質または目的による場合	
116	C6・7-1号機多目的クレーン電気設備補修その他工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	川重ファシリテック(株)	11,707,500	平成25年12月12日	-	契約の性質または目的による場合	
117	弁天抽水所発電機用ガスタービン設備点検整備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)IHI	42,420,000	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
118	中浜下水処理場 西沈殿池汚泥ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	住重環境エンジニアリング(株)	12,075,000	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
119	巽北3丁目地内マンホールポンプ外1か所修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ機工(株)	5,722,500	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
120	平野工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	JFEエンジニアリング(株)	254,100,000	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
121	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事	14L:建具工事	中央卸売市場	オイレスECO(株)	1,732,500	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
122	瓜破斎場自動扉改修工事	14L:建具工事	環境局	ナブコドア(株)	4,983,300	平成25年12月13日	-	契約の性質または目的による場合	
123	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	環境局	日立造船(株)	6,877,500	平成25年12月13日	-	緊急の必要による場合	
124	放出下水処理場外1か所電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	5,460,000	平成25年12月16日	-	契約の性質または目的による場合	
125	西淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	環境局	(株)タクマ	469,350,000	平成25年12月16日	-	契約の性質または目的による場合	
126	市内下水処理場等ディーゼル機関修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	ダイハツディーゼル(株)	42,525,000	平成25年12月17日	-	契約の性質または目的による場合	
127	放出下水処理場外10か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)東芝	467,250,000	平成25年12月18日	-	契約の性質または目的による場合	
128	湊町リバープレイス熱源機器整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	都市整備局	荏原冷熱システム(株)	8,505,000	平成25年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
129	大阪市中央卸売市場南港市場小動物枝肉冷却庫その他冷却設備改修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場南港市場	(株)ダイキンアプライドシステムズ	10,500,000	平成25年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
130	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	港湾局	JFEメカニカル(株)	21,210,000	平成25年12月19日	-	契約の性質または目的による場合	
131	庭窪浄水場高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	水道局	東芝電機サービス(株)	13,650,000	平成25年12月20日	-	契約の性質または目的による場合	
132	大阪市中央卸売市場本場製氷庫棟製氷機その他補修工事	09D:機械器具設置工事	中央卸売市場	(株)日立プラントサービス	3,990,000	平成25年12月20日	-	契約の性質または目的による場合	
133	弁天抽水所自動空気ろ過装置修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株)忍足研究所	7,560,000	平成25年12月24日	-	契約の性質または目的による場合	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	事業主管局	契約の相手方	契約金額(円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
134	平野下水処理場機械棟No. 1ターボブロワ設備外修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 日立製作所	17,325,000	平成25年12月24日	-	契約の性質または目的による場合	
135	北部方面管理事務所 高度処理設備機械修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	クボタ環境サービス(株)	5,250,000	平成25年12月24日	-	契約の性質または目的による場合	
136	大野下水処理場監視制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	建設局	三菱電機(株)	7,665,000	平成25年12月25日	-	契約の性質または目的による場合	
137	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	水道局	(株) 前澤エンジニアリングサービス	49,350,000	平成25年12月25日	-	契約の性質または目的による場合	
138	清水共同溝内隔壁設置その他工事	01:土木工事	建設局	前田・南海辰村 特定建設工事共同企業体	162,750,000	平成25年12月25日	-	入札に付することが不利な場合	
139	此花下水処理場ポンプ場築造工事(その11)	01:土木工事	建設局	鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ 特定建設工事共同企業体	447,825,000	平成25年12月25日	適用	入札に付することが不利な場合	
140	長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その7)	01:土木工事	建設局	熊谷・三井住友・日宝 特定建設工事共同企業体	530,250,000	平成25年12月26日	適用	入札に付することが不利な場合	
141	十八条下水処理場 第2ポンプ棟室内排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 荏原製作所	3,591,000	平成25年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	
142	インテックス大阪冷却塔整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	都市整備局	空研工業(株)	26,302,500	平成25年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	
143	大阪市中央卸売市場東部市場加工食料品売場テーブルリフター設備補修工事	09A:昇降機設置工事	中央卸売市場	日本機器鋼業(株)	2,100,000	平成25年12月26日	-	契約の性質または目的による場合	
144	中浜下水処理場 西ポンプ棟No. 7汚水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	建設局	(株) 電業社機械製作所	2,782,500	平成25年12月27日	-	契約の性質または目的による場合	
145	豊野導水管用排水管800mm漏水修繕工事(9拡側)	01:土木工事	水道局	奥村組土木興業(株)	15,855,000	平成25年10月23日	-	緊急の必要による場合	

## 随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外採水ポンプ整備修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場、東淀川浄水場に設置している採水ポンプの整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該採水ポンプは、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、採水ポンプの構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本整備修繕ができる業者は、当該採水ポンプの製造業者である(株)西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2369）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大野下水処理場 No. 2 送泥ポンプ修繕

2 契約の相手方

兵神装備(株)

3 随意契約理由

今回修繕する No. 2 送泥ポンプは、大野下水処理場の送泥槽に貯留した消化汚泥を海老江下水処理場へ移送するための設備であるが、前回の整備から約 8 年が経過し、しゅう動部の摩耗損傷が著しく必要な移送量が確保できず、施設の運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本ポンプは、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、また必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、兵神装備(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 送受泥槽攪はん機修繕

### 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する設備は、送受泥槽内の汚泥を攪はんさせる水中攪はん機で、長時間の運転により構成部品の磨耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、新明和工業株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より製品のアフターサービスを移管されている新明和アクアテクサービス（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（06-6969-5847）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 海老江下水処理場 第2濃縮槽汚泥前処理設備揚砂ポンプ修繕

2 契約相手方 (株)荏原製作所

## 3 随意契約理由

今回修繕する第2濃縮槽汚泥前処理設備揚砂ポンプは、海老江下水処理場沈殿池汚泥及び雨水沈殿池汚泥を汚泥濃縮槽へ投入する前に除砂を行うための設備であるが、羽根車及び吸込みカバー等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷した羽根車と吸込みカバーのすき間が広がり、除砂する能力が十分発揮できないため、汚泥処理中で砂が堆積閉塞した際には、下水処理場の処理機能が停止するおそれがある。

本揚砂ポンプは、(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては、軸受のはめ合い精度やインペラと吸込みカバーとのクリアランスの許容値など、同社が保有する取替調整の技術を必要とし、取替部品も他社では製造していない。また、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)荏原製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

住之江下水処理場各種サイクロ減速機修繕

## 2 契約の相手方

住友重機械精機販売株

## 3 随意契約理由

今回修繕を行うサイクロ減速機は、住之江下水処理場の第1・2沈殿池汚泥かき寄せ機用の駆動装置であるが、回転部分が磨耗、損傷し性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本設備は、住友重機械工業株が設計製作したもので、修繕時の分解、組付、調整には、製作会社独自の技術を必要とし、従前と同等の性能を発揮させなければならぬ。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕を行える業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている住友重機械精機販売株のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-1403)

## 随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター各種給水ポンプ設備修繕

2. 契約相手方：

(株) 荏原製作所

3. 随意契約理由：

今回、修繕する各種給水ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置されている各プラント施設への散水及び給水、脱水設備における高分子凝集剤の溶解水の給水、建屋全体上水設備への給水、及び敷地内緑化への散水用設備であり、それぞれ長時間運転によりポンプ回転部分等が腐食および磨耗損傷し、各設備への給水不足となっているため修繕を行うものである。本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

( 電話番号：06-6460-2830 )

## 随意契約理由書

### 1. 修繕名称

海老江下水処理場 各種サイクロ減速機修繕

### 2. 契約相手方

住友重機械精機販売 (株)

### 3. 随意契約理由

今回修繕するサイクロ減速機は、海老江下水処理場低水位系沈砂池機械スクリーン用サイクロ減速機外の駆動装置に使用しているものであるが、偏心軸受等の摩耗損傷が著しく、機械スクリーンを運転することが出来ず、バースクリーンに付着したスクリーンかすを除去することが出来ないことから、降雨による水量増加の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来す恐れがあるため修繕するものである。

本減速機は、住友重機械工業(株)が設計製作したもので、修繕においては偏心軸受部等が特殊構造であるため、修繕には独自の技術が必要とし、取替部品の組み込みにあたっては、製作時と同一の手法で行う必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が出来る業者は製作会社からアフターサービスを移管されている住友重機械精機販売(株)のみである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-0113)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称 津守下水処理場第3汚泥処理棟混合汚泥破碎机修繕
- 2 契約の相手方 巴工業㈱
- 3 随意契約理由 今回修繕を行う津守下水処理場第3汚泥処理棟の混合汚泥破碎机は、沈殿池汚泥及び余剰汚泥の混合汚泥を消化槽投入前に破碎し後段の消化槽加温設備に支障をなく運転する為の設備である。しかし、長年の使用により各部の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため修繕するものである。  
本破碎机は、巴工業㈱が設計製作したもので、修繕には製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保する為の独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である巴工業㈱のみである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局西部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6561-0160）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、プラントメーカーである三菱重工業(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本整備工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状況等について保証することが出来ないことから設計・施工を実施した会社以外に施工させることはできない。

なお、三菱重工業(株)は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)に統合し事業を実施している。

以上のことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局八尾工場(TEL:072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港抽水所各種電動開閉機修繕

### 2 契約の相手方

西部電機（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する各種電動開閉機は、各ポンプの流量調整及び、送水・放流を切替える弁を駆動するための設備であるが、長時間の運転によりシール部の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本設備は、西部電機（株）が設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、西部電機（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住之江下水処理場外1か所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場外1か所の電気設備は、下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、長年の使用により著しく機能が低下しており、処理場・抽水所設備の運転に支障を来たすので修繕を行うものである。

本設備の受変電設備及び監視制御設備は(株)日立製作所、計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズ、ITV設備は(株)日立国際電気が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズ及び(株)日立国際電気がアフターサービスを移管している(株)産機テクノサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

住之江抽水所貯留水沈砂池機械スクリーン修繕

## 2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する住之江抽水所の貯留水沈砂池機械スクリーンは、貯留水沈砂池へ流入するなにわ大放水路の排水中の夾雑物の除去を行う設備であるが、レーキ及び駆動装置用モータが損傷しているため、修繕を行うものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社から修繕、改良及びメンテナンスを移管されているクボタ環境サービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

大野下水処理場外1か所返送汚泥ポンプ外修繕

## 2 契約の相手方

新菱工業(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場の返送汚泥ポンプは、最終沈殿池で沈降分離された活性汚泥を、再度水処理工程で利用するために、前段の反応槽へ供給（返送）するための設備である。また、恩貴島抽水所の給水ポンプは雨水ポンプの各部冷却用水を供給するための設備である。両設備とも、前回整備から10年以上が経過し、軸受部品の損傷、軸封部分の摩耗等により、運転ができなくなったため、修繕するものである。

本設備は、新菱工業(株)が設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、新旧の部品を組み合わせた上での運転調整など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した性能と責任についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である新菱工業(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1. 修繕名称

大野下水処理場 汚泥消化槽ガスかくはんブロワ修繕

### 2. 契約の相手方

(株)伊藤鐵工所

### 3. 随意契約理由

今回修繕する汚泥消化槽ガスかくはんブロワは、消化槽で発生した汚泥消化ガスを一旦吸引し再度槽内に吹き込むことにより、消化槽内の汚泥をかくはんさせる設備であるが、長時間の運転による構成部品の損傷により、騒音や振動が発生する等運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)伊藤鐵工所が設計製作したもので、分解整備後の組み立て時における据付調整等には製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

したがって、製作会社である上記業者に随意契約を依頼するものである。

### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5. 担当部署

北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西成区役所昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

シンドラエレータ株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、シンドラエレータ株式会社の製作・施工により、西成区役所に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

昇降機の安全走行を確保するための戸開走行保護装置の取付を行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、施工にあたってはシンドラエレータ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるシンドラエレータ株式会社と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理施設が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場(電話番号 06-6553-0464)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき、市場棟内に設置している塵芥処理機械設備の部品交換等による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

住之江抽水所貯留水沈砂池揚砂設備工事

### 2 契約の相手方

(株)クボタ

### 3 随意契約理由

本工事は、住之江抽水所貯留水沈砂池並びに貯留水ポンプ井に設置されている揚砂設備の改良を行う工事である。

現在、貯留水沈砂池並びに貯留水ポンプ井の各所に沈砂が堆積する状況となっており、堆積する沈砂の影響により、貯留水沈砂池前方ゲートの全閉が出来ない状況を招いている。本ゲートが全閉出来ない状態で雨水が流入した場合、貯留水沈砂池から下水がオーバーフローし貯留水設備全体が水没する恐れがあるため、揚砂設備の改良を行うものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、今回の設備改良については既設設備との一体制御が必要であり、既設設備を含めた設備全体の機能を発揮するためには、設備の構造、機能など、同社が保有する設計に基づく技術が必要となるため、他社に工事を行わせることが不可能である。また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能についての責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

以上のことから、本工事ができる業者は(株)クボタのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 管理部 設備課 (電話番号 06-6615-7891)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

平野市町抽水所 吐出ゲート用電動開閉機修繕

2 契約の相手方

西部電機（株）

3 随意契約理由

今回修繕する電動開閉機は、平野市町抽水所の吐出井に設置されている吐出ゲートを開閉するための設備であるが、ステムブッシュ等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕する電動開閉機は、西部電機（株）が設計製作したもので、分解整備後の組立時における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は西部電機（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場焼却設備整備工事

### 2 契約相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

当工場の焼却設備は日立造船（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

## 随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム補修工事

2 契約の相手方

富士車輛（株）

3 随意契約理由

管理輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

住宅内のごみ投入口下部に設置したローカルドラム等各設備は、富士車輛（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

また、施工中は、住民のごみ投入が不可能となるため、短期間で補修を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号06-6612-4981）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪産業創造館地下機械式駐車設備整備工事

### 2 契約の相手方

三菱重工パーキング（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、大阪産業創造館の地下機械式駐車設備各制御盤内のインバータ機器及びコンバータ機器を更新するものである。

本工事で整備する地下機械式駐車設備は、三菱重工パーキング（株）が設計、製作したものである。更新する機器は、既設設備と一体となって機能を発揮するものであり、施工にあたっては、既設設備の機能を保障させながら更新に必要なシステムの設定変更などを行う必要がある。

また、トラブルが生じた場合の責任の所在を明確にすることや施工後の機能についての責任の一貫性を持たせる必要があることから、三菱重工パーキング（株）以外に施工させることはできない。

以上のことから、本工事を施工できる業者は三菱重工パーキング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局 公共建築部 施設整備課（電話番号 06 - 6633 - 2327）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

此花下水処理場外4か所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場外4か所電気設備は下水処理場及び抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備及び計装設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の電気設備は(株)日立製作所及び計装設備は(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、かつ計装設備としてのループ設備を熟知している必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)産機テクノサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 修 繕 名 称

放出下水処理場 送受泥槽かくはん機修繕

## 2 契 約 相 手 方

ラサ商事(株)

## 3 随 意 契 約 理 由

今回修繕する送受泥槽かくはん機は、消化汚泥を平野下水処理場へ送泥するために送受泥槽内の汚泥を均一化し、沈降防止を行う設備であるが、プロペラ及び軸受等の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷したプロペラで汚泥をかくはんする事が出来ないため修繕するものである。

本設備はフリクト日本(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては軸受のはめ合い精度やプロペラのクリアランス調整など、製作会社の保有する調整技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されたラサ商事(株)のみである。

## 4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担 当 部 署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

南港管路輸送センター輸送設備点検整備工事

### 2 契約の相手方

富士車輛（株）

### 3 随意契約理由

管理輸送事業については、南港ポートタウンにおいてごみを各家庭から中継センターである南港管路輸送センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく適切に運転・維持管理する必要がある。

南港管路輸送センターに設置している輸送設備は、富士車輛（株）が独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、施工中住民のごみ投入が不可能となるため、可及的速やかに補修を完了する必要がある、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上でおこなわなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であること、また、整備後の設備の性能、作動状態などについて保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は富士車輛（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号 06-6612-4981）

### 随意契約理由書

- 1. 修繕名称：平野下水処理場汚泥処理棟遠心脱水機修繕
- 2. 契約相手方：巴工業（株）

3. 随意契約理由：

今回修繕をする遠心脱水機は、下水処理場の汚泥を脱水するための設備であり、汚泥中の夾雑物や砂等により内胴のコンベヤタイル外が摩耗損傷しているため各部品の取替え、分解点検整備修繕を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・自主検査を行うものである。

本設備は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、組付精度や許容値など同社が保有する独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：

建設局 南部方面管理事務所 設備課  
(電話番号：06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

放出下水処理場No. 1スクリーンかすかくはん機修繕

### 2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場No. 1スクリーンかすかくはん機は、スクリーンかす破碎机の前段で、スクリーンかすを水中かくはんする設備であるが、長年の使用によりベアリング等が損傷し、運転不能であるため、汚水・雨水ポンプの運転に支障をきたすので修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されたクボタ環境サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

住之江下水処理場機械棟ターボブロワ設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

今回修繕する、ターボブロワ設備は、下水処理場の反応槽に空気を圧送する設備であるが、長時間の運転により高速回転を行うターボブロワの軸受メタル等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

今回修繕するターボブロワ設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、分解整備後の組立時等における組立精度や許容範囲など、同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課  
(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

住之江下水処理場反応槽水中機械式曝気装置設備修繕

## 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する水中機械式曝気装置は、第2反応槽の嫌気槽混合液を攪拌するための設備であるが、メカニカルシール等が摩耗損傷しているので、修繕するものである。

本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したもので、分解整備時における部品等の組立調整等には、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、製作会社である(株)荏原製作所は、水中機械式曝気装置の製造を中止し、平成22年3月31日を以って本事業から撤退しており、本製品に関しては、平成22年4月1日以降、新明和工業(株)に事業譲渡されている。また、新明和工業(株)より本製品に関わるアフターサービスを新明和アクアテクサービス(株)に業務移管されている。以上のことから、本修繕ができる業者は新明和アクアテクサービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-1403)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

降雨量観測装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

今回定期部品交換を行う降雨量観測装置は、雨水排水を効率的にできるよう雨量を観測するためのレーダ装置を主要機器として設置したものである。

雨水排水を適切に実施するには、降雨状況を確実に監視する必要があるが、降雨量観測装置の高い信頼性を維持するために定期的な部品交換を行うものである。

本設備は、三菱電機 (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替及び動作試験調整などを行い、設備の性能を維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 管理部 設備課 設備管理担当 (電話番号06-6615-7179)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大正工場有害ガス処理設備整備工事

### 2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

### 3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の有害ガス処理設備の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局大正工場（電話番号06-6553-0464）

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

大阪市立総合医療センター駐車場駐車管制設備改修工事

## 2 契約の相手方

株式会社富士ダイナミクス

## 3 随意契約理由

本工事は、大阪市立総合医療センター駐車場（以下「センター駐車場」という。）において、経年劣化により不具合の生じた駐車管制設備のうち駐車管制盤などの管制システム機器について改修を行うものである。

この駐車管制設備は、センター駐車場整備時に、ハード・ソフト共に株式会社富士ダイナミクスが独自の技術をもって設計及び製作等をしたものであり、その仕様については一切開示しておらず、他社による施工は不可能である。

また、センター駐車場を営業しながらこの改修作業を行うため、作業時に問題が発生した場合には現行機器の一部を機能させつつ作業をさせる必要がある。

以上のことから、センター駐車場の駐車管制設備に係るシステム設計の構築・納入・保守メンテナンスの一連すべてに対応できる唯一の事業者である株式会社富士ダイナミクスと契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

病院局 企画部 会計課（契約管財）（電話番号 06-6929-3605）

## 随意契約理由書

1 工事名称 住吉区第530号線擁壁補修工事

2 契約の相手方 田中興業(株)

3 随意契約理由

本工事は、本市管理道路について、当該道路よりも低い民地側に越境して設置されている道路擁壁に崩壊の恐れがあることから早急に対策を行うものである。

当該箇所では、今年7月に民地所有者(以下、所有者)が擁壁部分に隣接する所有建物を撤去した際、複数箇所においてクラックが発生していることが確認されたため調査したところ、早急に道路内に擁壁を改修する必要があると判断したものである。

当該箇所での施工方法を検討した結果、道路幅員が3.7mの非常に狭隘な道路であることから、隣接する民地を使用して工事を行うことが必要不可欠であり、所有者と協議した結果、完了時期を11月末として了解を得るとともに、工事契約の手続きを進めていた。しかしながら9月半ばの入札が不調となり、本工事で使用するプレキャスト擁壁の製作期間を考慮すると11月末での完成が困難な状況となった。

一方、建物撤去後、当該擁壁の複数箇所でもクラック幅拡大の進行及びクラック箇所から道路側土砂流出が見受けられ道路内に空洞の発生も確認された。このまま放置すると道路部分が崩壊する可能性が非常に高く、道路崩壊防止措置を早急に行う必要があるが、所有者との交渉状況から現段階で契約締結を行わなければ早急に補修する機会を失うこととなる。

以上のことから、現在当該区において交通安全にかかる緊急対応業務を履行中であり、ただちに迅速な資機材の調達、人員の確保を行うことができるのは田中興業(株)のみであり、当該業者と随意契約するものである。

4 準拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路部道路課(道路維持担当) (電話番号 06-6615-6797)

## 随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター 各種バケットクレーン設備修繕

2 契約相手方：(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕するケーキ搬出用バケットクレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生するケーキを搬出する設備である。ケーキ搬出用バケットクレーン設備が停止すると熔融炉の運転ができなくなり、施設運営に欠かすことのできない重要な設備である。

そのケーキ搬出用バケットクレーン設備の構成部品が摩耗損傷し、また自動運転を行っている電気部品も劣化し運転に支障をきたしている。

ケーキ搬出用バケットクレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業承継されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)日立製作所から業務移管された(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号 06-6460-2830)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事（その2）
- 2 契約相手方：月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

自然史博物館昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ株式会社の製作・施工により、自然史博物館に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である日本オーチス・エレベータ株式会社と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士電機（株）

### 3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがある。また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局八尾工場（電話番号072-923-4226）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

放出下水処理場送泥ポンプ外一軸偏心式ポンプ設備修繕

## 2 契約の相手方

兵神装備(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場送泥ポンプ及び消化槽投入ポンプは、汚泥を各設備に移送するためのポンプであるが、長時間の運転によりロータ等が夾雑物・砂等により磨耗・損傷し、使用に耐えないので修繕するものである。

本設備は、兵神装備(株)が設計製作したもので、修繕には当該機器の熟知と独自の技術を必要とし取替部品は他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕のできる業者は上記業者のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

中浜下水処理場外1か所汚水ポンプ電気設備改良工事

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回改良する中浜下水処理場外1か所の汚水ポンプ電気設備は、汚水を沈殿池に揚水する重要な設備であるが、老朽化および陳腐化が進み品質と性能の劣化が著しいので、構成部品を取替え、信頼性および機能を向上させるものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので改良にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその改良を行わせることはきわめて困難であり、かつ、改良工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良工事ができるのは製作会社から改良工事を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港処分地 廃水処理設備整備工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

北港処分地の廃水処理設備は、(株) タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局施設部施設管理課 (電話番号06-6630-3371)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場のボイラ設備の水管が破孔し、また、投入ホッパ水冷ジャケットについても大量の水漏れが発生していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い2号炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をもはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。このため、ボイラ設備並びに炉体設備の補修を緊急に実施する必要がある。

本設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、2号炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、本設備を設計、施工した(株)タクマ以外にはない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局西淀工場（電話番号06-6472-3000）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 出入橋抽水所外1か所 発電機用ディーゼル機関外修繕

2 契約の相手方 ダイハツディーゼル㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕する出入橋抽水所ポンプ棟発電機用ディーゼル機関は、停電時に雨水排水設備へ給電するための設備であるが、油冷却器の冷却管の腐食損傷により、潤滑油内に水が混入したため、非常用ディーゼル機関を運転する事が出来ず、降雨時の落雷等による停電の際には、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。また、恩貴島抽水所 No. 7、8 雨水ポンプ用ディーゼル機関は、雨水排水用の設備であるが、冷却水管の腐食により漏水しているため、適正な運転管理に支障を来たしているため修繕するものである。

本設備は、ダイハツディーゼル㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては、油冷却器の冷却能力や冷却水量の調整など、同社が保有する設計製作図面による取替調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、ダイハツディーゼル㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

平成 25 年 10 月 11 日

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外攪拌設備整備修繕

### 2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場及び東淀川浄水場に設置している緩速攪拌設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該緩速攪拌設備は、住友重機械工業(株)が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、緩速攪拌設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。住友重機械工業(株)は、水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に新会社として発足された住友重機械エンバイロメント(株)に継承されており、本修繕ができる業者は、住友重機械エンバイロメント(株)より修繕業務を移管されている住重環境エンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

大野下水処理場各種脱臭ファン修繕

## 2 契約相手方

セイコー化工機(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕する各種脱臭ファンは、覆蓋等で密閉された汚泥処理施設において、臭気の漏洩を防止する為に、施設内を負圧に保ち、脱臭施設へ臭気を送り込む設備である。本設備は、前回整備から10年以上が経過し、軸受け部分の著しい損傷により、運転ができなくなっているため、修繕するものである。

本設備は、セイコー化工機(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である、セイコー化工機(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

住吉川ポンプ場送水ポンプ修繕

## 2 契約の相手方

(株)荏原製作所

## 3 随意契約理由

今回修繕するポンプは、住吉川の良好な環境を維持するために浄化用水を送水するポンプであるが、長年の使用により回転部分等の摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本ポンプは(株)荏原製作所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である(株)荏原製作所のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場エレベータ・エスカレータ補修工事

2 契約の相手方

フジテック（株）

3 随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場市場棟に設置しているエレベータ及びエスカレータ設備の安全稼働を目的に、点検結果に基づき、劣化・破損した巻上機、乗場扉、リレー、バッテリー等の交換を行うものである。

本工事対象エレベータは、フジテック（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7966）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 高度処理設備No.1 取水ポンプ外修繕

### 2 契約相手方

(株) 鶴見製作所

### 3 随意契約理由

今回、修繕するポンプは中浜下水処理場の高度処理設備に2次処理水を取水するポンプ及び同処理水を高速繊維ろ過設備へ投入する原水ポンプであるが、長時間の使用により軸受類及びメカニカルシール等が劣化・損傷し、継続使用に耐えないため修繕するものである。

本設備は、(株) 鶴見製作所が設計製作したもので、各種部品の取替えについて、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取付調整の技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社の(株) 鶴見製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場高度浄水処理施設等に設置しているオゾン設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、富士電機(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

富士電機(株)は、平成15年10月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ(株)で行っており、平成19年4月の分社化により当該オゾン設備に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、平成20年4月に(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話：06-6815-2402）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設総合水運用システム改造その他工事

### 2 契約の相手方

(株) 日立製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場の監視制御設備改良及び泉尾配水場の遠方管理化に伴い、既設総合水運用システム（情報処理装置等）の改造を行うものである。また、巽配水場の1系施設改良に伴い、既設監視制御設備、遠方監視設備の改造を行うものである。これらの設備は（株）日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）日立製作所以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。

また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは（株）日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

## 随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している揚水ポンプ及び取水ポンプ並びに楠葉取水場に設置している取水ポンプ及び逆止め弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、(株) 日立製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

住之江下水処理場外バケットクレーン修繕

## 2 契約の相手方

(株)日立プラントメカニクス

## 3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場第1沈砂池バケットクレーンは、沈砂池に堆積した沈砂を除砂するための設備であるが長年の使用により回転部品やブレーキ等が磨耗損傷し、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

また、住之江抽水所し渣用バケットクレーンは、抽水所流入部における、し渣等を搬出するための設備であるが、長年の使用によりブレーキ等の磨耗損傷及び、制御機器に劣化が生じ、運転に支障をきたしているので修繕を行うものである。

これらの設備は日立機電工業(株)(現(株)日立プラントメカニクス)が設計製作したもので、部品の取替えや、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)日立プラントメカニクスのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

A T C 庁舎内状態監視装置改修工事

### 2 契約の相手方

(株) コンプランニング

### 3 随意契約理由

本工事は、市内一円で道路排水ポンプ場および道路情報板に設置される状態監視装置の施工に伴い、A T C 庁舎内の状態監視装置を改修するものである。

本工事で改修する状態監視装置は(株) コンプランニングが設計製作設置したもので、他の既設テレメーター設備および道路冠水監視システムと密接に関連して機能を発揮するものである。施工をする際には既設設備の機能を保障させながら行い、本設備の改修に必要なシステムの変更・追加・設定変更などを行う必要があるため既設設備の製作者独自の技術が必要である。

既設製作者である(株) コンプランニング以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である(株) コンプランニングと契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局管理部 設備課 (道路公園設備担当) (電話番号 06-6615-7887)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

寝屋川口水門 I T V 設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株) 関西支社

### 3 随意契約理由

今回修繕する I T V 設備は寝屋川と城北川の合流点にある寝屋川口水門の開閉操作をするために水門や寝屋川、城北川を常時監視しているもので、防災上重要な役割を持っており、老朽化による部品の不具合により動作不良が生じているため修繕を行うものである。

I T V 設備は(株)東芝が独自の技術により設計製作したもので修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の取替えを行い、従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中島第2抽水所集じん用ベルトコンベヤ改良工事

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

### 3 随意契約理由

今回改良する集じん用ベルトコンベヤは、機械スクリーンでかき上げられた、流入下水中のゴミ（スクリーンかす）を、後段の一時貯留設備（ホッパ）に搬送するための設備である。本設備は、設置後20年以上が経過し、搬送用ゴムベルトの劣化、回転部分の損傷等により振動や蛇行等の故障が頻発しており、施設の運転に重大な支障をきたしているため、搬送用ゴムベルト等の改良を行うものである。

本設備は、(株)日立金属が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお(株)日立金属は、平成15年10月に水処理事業を営業譲渡、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社である(株)日立製作所からベルトコンベヤ設備に関する業務を移管されている、(株)日立プラントサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 消化ガス脱硫設備外修繕

2 契約相手方 三菱化工機株

3 随意契約理由

今回修繕する消化ガス脱硫設備は、海老江下水処理場の消化槽から発生する消化ガス中の硫化水素を除去し、消化ガス有効利用設備に消化ガスを供給するための設備であるが、脱硫剤が劣化し、消化ガス有効利用設備が腐食により消化ガスが漏洩した際には、下水処理場付近住民に危険がおよぶおそれがあるため、修繕するものである。

本設備は、三菱化工機株がシステムとして設計製作したものであり、修繕にあたっては、本設備対象機器を含む処理場消化ガス設備の全体を一つのシステムとして調整をし、機能保持を行う必要がある。また、消化ガスは可燃性の気体であり、脱硫剤の取り替えにあたっては、消化ガスの持つ特性など同社が保有する総合的な技術と、脱硫剤取り替えの蓄積された技術経験を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱化工機株のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

### 随意契約理由書

1 修繕名称

津守下水処理場消化ガス精製設備修繕

2 契約の相手方

三菱化工機(株)

3 随意契約理由

今回修繕する消化ガス精製設備は、消化ガス中に含まれる硫化水素や水分を除去し、消化ガス発電設備に安定した消化ガス品質を供給するための設備であるが、長年の使用により性能が著しく低下しているため修繕を行うものである。

本設備は、三菱化工機(株)が設計製作したもので、取替品の選定にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替作業にあたっては、当該設備を熟知する必要がある、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱化工機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6561-0160)

## 随意契約理由書

1 修繕名称

中浜下水処理場 消化槽混合汚泥破碎機修繕

2 契約相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

今回、修繕する混合汚泥破碎機は、消化槽へ投入する汚泥内のし渣を破碎する設備であるが、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等により破碎機のカッター部分が摩耗・損傷し、継続使用が不可能な状態であり、このままでは汚泥処理や送泥ネットワークに重大な支障をきたすため修繕を行うものである。

本機器は、住友重機械工業（株）が設計製作したものであるが、当該機に使用する各種部品の取替えについて、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計制作図面に基づく取付調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社より平成19年1月1日以降、水環境事業部門を分社化し、継承している住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

津守下水処理場電気設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する津守下水処理場の電気設備は、下水処理場を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するために老朽化している構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)東芝が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき、最も適切な取替部品の選定を行うとともに、製作時に基づく同一手法を用いて部品取替えを実施し、従前と同様の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)東芝がアフターサービスを移管した東芝電機サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事（その2）

### 2 契約相手方

日立造船(株)

### 3 随意契約理由

当工場の焼却・破碎設備は日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の焼却・破碎設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備並びに破碎機などの設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本工事に対して一貫した責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

## 随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

住吉スポーツセンター屋内プール中央監視設備改修工事

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本工事は、住吉スポーツセンター屋内プールの中央監視設備 (アズビル (株) 製) の一部である中央監視装置を改修するものである。

当該施設の中央監視設備は空調設備や受変電設備、消防設備等の状態監視並びにプログラム運転等を行う設備であり、全体の制御を行う中央監視装置と各種設備機器を制御するリモート装置から構成されている。今回、当該設備の老朽化により中央監視装置の改修を行うものであるが、中央監視装置とリモート装置間の信号方式には製造者独自の技術が用いられており、既設のリモート装置を制御できる中央監視装置を設置するためには製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要である。

また、本工事で施工する部分は既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外が施工した場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

上記の理由により、当該設備の知識や技術を熟知している唯一の業者であるアズビル (株) と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課 (電話番号 06-6633-2331)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 部分肉処理設備その他改修工事

## 2 契約の相手方

花木工業（株）

## 3 随意契約理由

本工事は、食肉処理設備である枝肉大分割コンベアの更新及び大動物インクラインコンベアその他の部品取替と更新・部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該食肉処理設備関連プラントについては、建設時より、すべて六星工業（株）が施工している。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを花木工業（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成18年3月に撤退している。

花木工業（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は花木工業（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号06-6675-2015）

## 随意契約理由書

## 1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター一軸偏心式ポンプ設備修繕

## 2. 契約相手方：

兵神装備㈱

## 3. 随意契約理由：

今回、修繕を実施する一軸偏心式ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に送泥汚泥および薬品を供給するための設備で、長時間の運転による劣化と夾雑物・砂等によりポンプ回転部分が磨耗・損傷しているため修繕を行うものである。本機器は、兵神装備㈱が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

## 4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1. 修繕名称：

舞洲スラッジセンター2号汚泥供給ポンプ設備修繕

2. 契約相手方：

兵神装備㈱

3. 随意契約理由：

今回、修繕を実施する2号汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に送泥汚泥および薬品を供給するための設備で、ポンプの構成部品である電動機の絶縁が劣化し、運転不能になっており、汚泥処理に支障をきたしているため修繕を行うものである。本機器は、兵神装備㈱が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、取替及び試運転調整には同社のみが保有する独自の技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

1 案件名称 柴島浄水場 ろ過池下部集水装置補修工事

2 契約の相手方 メタウォーター(株)

3 随意契約理由

本工事は、柴島浄水場のろ過池下部集水装置（日本碍子(株)製）の一部を構成するエンドプレート（石綿ボード）を代替品に取替え補修するものである。

ろ過池は浄水場における水処理上重要な施設であり、集水装置自体、均一な流速を具現する精密な構造体である。集水装置の補修を実施した上で、且つ池全体の集水機能を担保・保持するためには、製造者の専門的な知識並びに施工能力が必要であり、他社では補修不可能である。

なお、現在日本碍子(株)は、富士電機水環境システムズ(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

以上の理由により、本工事を実施できるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 水道局工務部柴島浄水場維持担当（電話番号 06-6815-2353）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

東横堀川水門 電動開閉機修繕

## 2 契約の相手方

阪神テクノサービス㈱

## 3 随意契約理由

今回、修繕する東横堀川上流側バイパスゲート用電動開閉機は電動ゲートを開閉動作させる機器であるが、長年の使用により摩耗損傷が著しく、過負荷検出機等が故障し、過トルクが発生しており、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、阪神動力機械㈱が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である阪神動力機械㈱が保守点検整備を移管している阪神テクノサービス㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

東横堀川水門 マイターゲート修繕

## 2 契約の相手方

(株)IHI インフラ建設

## 3 随意契約理由

今回、東横堀川水門に設置されている上流側マイターゲートの合掌部が長年の使用により、摩耗、損傷してゲートの止水性が悪くなっており、水門操作に支障が出ているため、修繕するものである。

本設備は、(株)栗本鉄工所が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社から事業譲渡された(株)IHIインフラシステムからアフターサービスを移管されている(株)IHIインフラ建設のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

柴島浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕

## 2 契約の相手方

(株) 明電舎

## 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内第2 浄水管理場地下1 階に設置している洗浄排水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該電動機設備は、(株) 明電舎が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、電動機設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は(株) 明電舎のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (TEL06-6815-2402)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊野浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕

## 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

## 3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場本館地下 1 階に設置している洗浄排水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該電動機設備は、富士電機（株）が独自に設計製作したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、電動機の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、本業務後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

富士電機(株)は、平成 15 年 10 月から水環境事業を含む電機システム部門の業務を富士電機システムズ（株）で行っており、平成 19 年 4 月の分社化により当該電動機設備に関する事業を富士電機水環境システムズ（株）に継承し、平成 20 年 4 月に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承されている。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第 21 条の 14 第 1 項 第 2 号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

## 随意契約理由書

1 修繕名称 海老江下水処理場 汚泥処理棟消化槽加温設備修繕

2 契約相手方 ㈱ヒラカワ

### 3 随意契約理由

今回修繕する汚泥処理棟消化槽加温設備は、消化槽で発生した消化ガスを温水機に供給し、加温用熱源としての温水を発生させ、汚泥中の有機物を消化槽内で分解、安定化させるために必要となる設備であるが、消化ガス昇圧ブロワ及び温水機の軸受及び軸摺動部の摩耗損傷が著しく、摩耗により損傷した軸摺動部から消化ガスが漏洩するなど、十分な機能が発揮できないことから修繕するものである。消化槽加温設備が運転出来なくなった際には、下水処理場の処理機能が停止するおそれがある。

本設備は㈱ヒラカワが設計製作したもので、修繕にあたっては消化ガスと空気の比率調整等、製作会社の保有する調整技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、㈱ヒラカワのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外洗浄排水ポンプ整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内第2浄水管理場地下1階に設置している洗浄排水ポンプ及び庭窪浄水場構内ろ過場本館地下1階に設置している洗浄排水ポンプの整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、(株)電業社機械製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は(株)電業社機械製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター (TEL06-6815-2402)

## 随意契約理由書

1. 工事名称： 住之江抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： (株)日立製作所

3. 随意契約理由：

本工事は、住之江下水処理場監視室から住之江抽水所、平林抽水所および平林第2抽水所を遠方監視制御するために必要となる機能を住之江下水処理場監視室内の既設監視制御設備に機能追加を行うものであり、設計、製作および据付配線工事を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野下水処理場 汚泥濃縮前処理設備揚砂ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

今回修繕する揚砂ポンプは、汚泥濃縮槽に投入する汚泥中に含まれる砂分を除去するため、沈砂分離装置に揚砂する設備であるが、メカニカルシール等の摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕を行うものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したもので、分解整備後の組立時における組立精度や許容値など、独自の技術を必要とし、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

1 案件名称

大正消防署建設に伴うコンピュータ設備工事

2 契約の相手方

富士通㈱

3 随意契約理由

本工事は大正消防署設置の消防情報システム署所端末機器を庁舎建設工事に伴い、新築された庁舎の各室へ設置するものである。

消防情報システム署所端末機器は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る機器で、本機器の接続処理を行うには製造者しか知りえない端末機器の知識や技術などが必要である。

上記業者は、消防情報システム署所端末機器の製造者で、端末機器の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） （電話番号 06-4393-6573）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

大野下水処理場濃縮前処理設備用揚砂ポンプ修繕

### 2 契約相手方

古河産機システムズ(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する濃縮前処理設備用揚砂ポンプは、下水処理過程で発生する汚泥を、後段の各汚泥処理施設において安定的に処理するために、汚泥中の砂分を除去(濃縮前処理)する設備へ、ポンプ圧送するための設備である。本設備は、設置から2年以上が経過し、軸封部分が損傷し、運転ができなくなっているため、修繕するものである。

本設備は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、修繕における分解、組付調整には、製作会社独自の技術を必要とし、必要な取替部品も他社で製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である、古河産機システムズ(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

海老江下水処理場外2か所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由書

今回修繕する海老江下水処理場外2か所の電気設備は、長年の使用により消耗部品が劣化し著しく機能が低下したため、その構成部品の取替を行い修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので修繕にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社の三菱電機(株)よりアフターサービスを移管されている三菱電機プラントエンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

### 2 契約の相手方

メタウォーター（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で、基準どおりの性能を保持するため、廃水浄化設備を整備するものである。

北港処分地廃水浄化設備は、（株）栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、整備を実施するには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該廃水浄化設備を設計・製作した（株）栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社（株）クリモトテクノスとともに平成21年7月に環境事業をメタウォーター（株）へ事業譲渡契約している。

以上のことから、本工事を適切に施工することができるのはメタウォーター（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号06-6630-3369）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市更生療育センター昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、大阪市更生療育センターに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2331）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟等エレベーター設備補修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工施設エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、カゴ・乗場ドアマシン用チェーンやコンデンサ・バッテリー等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、三菱電機（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機（株）は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス株式会社に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス（株）と契約締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

道頓堀川水門修繕

## 2 契約の相手方

日立造船(株)

## 3 随意契約理由

今回、道頓堀川水門に設置されている上流側マイターゲート、下流側サブマージラジアルゲート、各バイパスゲートの作動部が長年の使用により、摩耗、損傷してゲートの止水性が悪くなっており、水門操作、設備維持点検に支障が出ているため、修繕するものである。

本設備は、日立造船(株)が設計製作したもので、修繕には、製作会社固有の設計図に基づき組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは日立造船(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

横堤1丁目地内一時貯留水排水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株) 鶴見製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、大雨時の浸水対策として設置されている横堤1丁目地内一時貯留水排水ポンプが、長年の運転によりメカニカルシール等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株) 鶴見製作所が設計製作したもので、ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 鶴見製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

放出下水処理場汚泥循環ポンプ外スクリーュー式渦巻ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

古河産機システムズ(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場外スクリーュー式渦巻ポンプは、汚泥を各設備に移送するためのポンプであるが、長時間の運転によりメカニカルシール等が摩耗損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、古河産機システムズ(株)が設計製作したもので、スクリーュー式渦巻ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場洗浄ポンプ外整備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している洗浄ポンプ外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は(株) 荏原製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センター昇降機 長周期地震動対策他 改修工事

### 2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ株式会社の製作・施工により、大阪市立総合医療センターに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

同昇降機の耐震対策及びカゴ内ベンチの取り付けを行うにあたっては、既設昇降機的设计値から対策部品の形状、取付位置・方法等の設定や制御装置の設定値の調整を要することなど、製造者独自のノウハウが必須となる。

来院者・入院者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機装置の改修を行なうには、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ株式会社と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理）（電話番号 06-6929-3264）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

庭窪浄水場オゾン設備整備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理施設に設置しているオゾン設備の整備修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該オゾン設備は、(株)東芝が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的なオゾン設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該オゾン設備の設計、施工した(株)東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中島第2抽水所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

株明電舎

### 3 随意契約理由

今回修繕する中島第2抽水所電気設備は抽水所を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備及び計装設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の電気設備及び計装設備は株明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、かつ計装設備としてのループ設備を熟知している必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である株明電舎のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

柴島浄水場外排水処理設備整備修繕

### 2 契約の相手方

メタウォーター(株)

### 3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、日本碍子(株)が独自に設計、施工したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。日本碍子(株)は、平成19年4月の分社化により、当該排水処理設備に関する事業を(株)NGK水環境システムズに継承し、平成20年4月には富士電機水環境システム(株)との合併によりメタウォーター(株)が設立され、事業継承されている。

よって、本整備修繕ができる業者は、メタウォーター(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話:06-6815-2402)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

東野田抽水所外1か所第1沈砂池流入ゲート用電動開閉機修繕

### 2 契約の相手方

西部電機(株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、沈砂池へ雨水等の流入出を防ぐ目的で設置されている東野田抽水所外1か所のゲート用電動開閉機が、長年の使用により摩耗・損傷し異音が発生する等ゲート操作に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は西部電機(株)が設計製作したもので、部品取替にあたっては、組付精度等は同社保有の設計製作図面による取替調整の技術が必要であり、また取替部品も他社では製造していない。更に、修繕後の一貫した責任と機能に保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である、西部電機(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2 契約の相手方

富士電機 (株)

3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機 (株) において独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機 (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

駒川ポンプ場送水ポンプ修繕

## 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

## 3 随意契約理由

今回修繕するポンプは、駒川、細江川の良好な環境を維持するために浄化用水を送水するポンプであるが、長年の使用により回転部分等の摩耗損傷が著しく運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本ポンプは新明和工業(株)が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、主要取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社から修繕業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 修 繕 名 称

弁天抽水所スクリーンかす搬出設備修繕

### 2 契 約 相 手 方

㈱日立プラントサービス

### 3 随 意 契 約 理 由

今回修繕するスクリーンかす搬出設備は、機械スクリーンでかき上げたスクリーンかすを搬送するためのコンテナを自動的に制御する設備であるが、プーリー及びベルト等の摩耗損傷が著しく、雨水排水に支障をきたすので修繕するものである。

本設備は日立金属㈱が設計製作したもので、修繕及び据付には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整等の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお日立金属(株)は、平成15年10月に水処理事業を営業譲渡、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に㈱日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社である㈱日立製作所からベルトコンベヤ設備に関する業務を移管されている、㈱日立プラントサービスのみである。

### 4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担 当 部 署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械 (株) が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム及び各機器・装置の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、月島機械 (株) より整備修繕を移管されている月島テクノメンテサービス (株) のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2402)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修 繕 名 称 海老江下水処理場 スクリーンかす洗浄脱水設備破砕機修繕

2 契約相手方 (株)日立プラントサービス

3 随意契約理由

今回修繕するスクリーンかす洗浄脱水設備破砕機は、沈砂池の機械スクリーンで除去したスクリーンかすを破砕するための設備であるが、回転刃の摩耗損傷が著しいため修繕するものである。スクリーンかすの破砕が出来ず、十分洗浄できないままのスクリーンかすを搬出した際には、スクリーンかすの搬出車輛から悪臭が出るなど、処理場周辺の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本スクリーンかす洗浄脱水設備破砕機は、日立機電工業(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、回転刃とスクレーパとのクリアランス調整や据付精度など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立機電工業(株)は、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 修繕名称 海老江下水処理場 No. 6、7 沈砂池揚砂装置修繕

2 契約相手方 (株)日立プラントサービス

## 3 随意契約理由

今回修繕する No. 6、7 沈砂池揚砂装置は、沈砂池内に堆積した土砂を除去するための設備であるが、揚砂性能が低下し、沈砂池内に土砂の堆積が進行しているため修繕するものである。沈砂池に堆積した土砂が搬出できず、沈砂池内に堆積し続けた際には、ポンプ井側へ土砂が流入するなど、ポンプ排水に支障を来たすおそれがある。

本揚砂装置は、日立機電工業(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、調整ノズルと中子とのクリアランス調整や本体サポートの据付精度など、同社が保有する据付調整の技術を必要とし、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立機電工業(株)は、平成18年4月に系列会社との合併を経て、平成25年4月に(株)日立製作所に吸収合併され事業継承されている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、アフターサービスを移管されている(株)日立プラントサービスのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 此花下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契 約 相 手 方： (株) 日立製作所

3. 随 意 契 約 理 由：

本工事は、此花下水処理場から恩貴島抽水所、北港抽水所、梅町抽水所及び桜島抽水所を遠方監視制御するために、此花下水処理場外4か所の既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)日立製作所が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担 当 部 署： 建設局管理部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

舞洲仮汚水ポンプ場No.1 汚水ポンプ修繕

## 2 契約の相手方

クボタ機工（株）

## 3 随意契約理由

今回修繕するNo.1 汚水ポンプは、舞洲仮汚水ポンプ場に流入する汚水を此花下水処理場へ送水するための設備であるが、長時間の運転によりメカニカルシールなどの摩耗損傷が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。

本ポンプは、（株）クボタが設計製作したものであり、修繕における分解、組み付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、修繕に必要な取替部品も他社では製作していない。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者はメンテナンスを移管されているクボタ機工（株）のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部局

建設局 北部方面管理事務所 設備課(06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 ろ過水給水ポンプ修繕

### 2 契約相手方

(株)日立製作所

### 3 随意契約理由

今回、修繕するろ過水給水ポンプは中浜下水処理場の高度処理施設から場内設備へろ過水を給水するためのポンプであるが、長時間の使用によりモータ、軸受メタル、上部スリーブ等が劣化、損傷し、継続使用に耐えないため修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作したもので、各種部品の取替えについて、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取付調整の技術が、機能の回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にあり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である(株)日立製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大野下水処理場 汚泥処理室消化槽加温用設備修繕

### 2 契約の相手方

(株)タクマ

### 3 随意契約理由

今回修繕する消化槽加温用設備は、加温用熱源としての温水を発生させ、汚泥中の有機物を、消化槽内で分解、安定化させるために必要となる設備である。本設備は、前回整備から約1年が経過し、運転時に生成される、燃焼化合物が機器内部（炉内）に付着し、効率が著しく低下しており、また補機類の軸封部等の摩耗、損傷も著しく、運転に支障をきたしているので、修繕するものである。

本設備は、(株)タクマが設計製作したもので、整備時における組付精度や許容値並びに、消化ガスと燃焼用空気量の比率調整など、同社が保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (06-6462-1519)

## 随意契約理由書

1. 修繕名称：平野下水処理場東池急速ろ過池No.1 洗淨排水ポンプ修繕
2. 契約相手方：石垣メンテナンス（株）

## 3. 随意契約理由：

今回修繕をする洗淨排水ポンプは、東池急速ろ過池のろ材洗淨した排水を分配槽へ送水する設備であるが、主軸等が破損しており、運転不能な状態になっている。本ポンプが停止すると処理場各施設に必要な三次処理水を生成できなくなり水処理設備、汚泥脱水設備、焼却設備、溶融設備の運転に支障をきたし、また、水質悪化を招く恐れがあるため修繕を行うものである。

本ポンプは（株）石垣が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は（株）石垣より保守点検整備業務を移管されている石垣メンテナンス（株）のみである。

## 4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署：

建設局 南部方面管理事務所 平野下水処理場

（電話番号：06-6757-3309）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀幹線（新伝法大橋添架管）600mm 配水管漏水修繕工事他

### 2 契約の相手方

日本ヴィクトリック（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、西淀幹線（新伝法大橋添架管）600mm配水管等の伸縮継手部で発生した漏水に対して、修繕を行うものである。

当該管路は此花区への配水を担う重要な管路の2本の内の一つであり、漏水に伴い現在、断水している。当該管路の漏水部修繕を行わず、このまま放置すれば、もう1本の管路で漏水が発生した場合など、不測の事態に備えることができず、広範囲の断水等の発生により、市民生活に多大な影響を与える恐れがあるため早急に修繕する必要がある。

当該伸縮継手は上記業者が製造したもので、既設部品の取り外し後、修繕方法の最終的な確認作業にあたっては、製造業者である上記業者が保有する独自技術や製作図等が必要となり、その他の業者では知り得ない設計・製作基準に基づく独自技術を必要とする。

さらに、伸縮継手を既設管路のスリーブ管として機能させることから、既設管路と伸縮継手が一体となって伸縮機能を発揮させる必要があり、上記業者以外のもに施工させた場合、既設部分の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確となるなど、著しい支障を生じる恐れがあるだけでなく、機能保証が受けられなくなる。

以上のことから、本工事を行うことができる業者は日本ヴィクトリック（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5574）

## 随意契約理由書

1. 工事名称：平野市町抽水所外5か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：(株)明電舎

3. 随意契約理由：

本工事は、平野市町抽水所外5か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)明電舎のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

1 修繕名称

放出下水処理場2次処理水再利用設備各種電動開閉機修繕

2 契約相手方

西部電機(株)

3 随意契約理由

今回、修繕する2次処理水再利用設備各種電動開閉機は2次処理水再利用設備の運転に必要なゲート設備の開閉を行うものであるが、長年の使用によりブッシュおよびリミットスイッチギヤユニット等が損傷し、運転が出来ないため、修繕するものである。

本設備は、西部電機(株)が設計製作したもので、今回、修繕を行うリミットスイッチギヤユニット等の部品は他社では製作しておらず、その組付精度や許容値など、同社が保有する取替や調整の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である西部電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 消化槽付帯設備修繕

### 2 契約の相手方

三菱化工機（株）

### 3 随意契約理由

今回、修繕を行う消化槽付帯設備は、水処理施設で汚水を浄化することにより発生した汚泥を消化（減量及び安定化）するための設備であるが、4槽の消化槽へ順番に汚泥を投入する際に切替を行う弁から汚泥が漏れ、消化槽への汚泥投入が困難になり、中浜下水処理場の汚泥処理に支障があるため修繕するものである。

本設備は、三菱化工機(株)がプラント設備として設計製作したもので、今回、修繕を行う消化槽付帯設備は、プラント設備機能を発揮するための各機器間の調整など、同社が保有する設計製作図面に基づく調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

津守下水処理場 ポンプ棟雨水ポンプ用ガスタービン設備修繕

## 2 契約相手方

川崎重工業㈱

## 3 随意契約理由

今回修繕するガスタービン設備は、津守下水処理場ポンプ棟に設置している雨水ポンプ用の動力機関であるが、設備の各部が損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、川崎重工業㈱が設計・製作したもので、修繕にあたっては、本修繕対象機器を含むガスタービン設備の全体のシステムとして整備調整を必要とし、設備全体としての機能保持や一貫した性能の保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は本設備の設計・製作会社である上記業者のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6561-0160)

## 随 意 契 約 理 由 書

1. 修繕名称 寝屋川口水門外39遠方監視装置修繕
2. 契約の相手方 三菱電機プラントエンジニアリング (株)
3. 随意契約理由 今回修繕する寝屋川口水門外39遠方監視装置は、河川施設の監視に重要な役割を持つ設備であるが、経年劣化による構成部品の故障及び機能が低下しているため、各構成部品を取替修繕するものである。

本設備は、三菱電機(株)が独自の技術により設計製作したもので、修繕にあたっては当初の設計に基づき、既設構成部品との整合を保てるよう部品の取替修繕及び動作試験調整などを行い、設備の性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは、製作会社である三菱電機(株)より遠方監視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。
4. 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5. 担当部署 建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

## 随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称  
平野市町抽水所 ポンプ棟 No.2 揚水ポンプ修繕
  
- 2 契約の相手方  
(株) 電業社機械製作所
  
- 3 随意契約理由  
今回修繕する揚水ポンプは、平野市町抽水所のディーゼル機関を冷却するために必要な冷却水を高架水槽に揚水する設備であるが、水中モータ等の絶縁劣化が著しく、運転に支障をきたしているため、修繕するものである。  
本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計製作したもので、分解整備後の組立時における組立精度や許容値など独自の技術を必要とし、取替部品に当たっても他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。  
以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 電業社機械製作所のみである。
  
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
  
- 5 担当部署  
建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大野下水処理場外2か所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

向洋電機(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場外2か所電気設備は下水処理場及びマンホールポンプ場を安定稼働させるために重要な役割を持つ電気設備であるが、長期の使用により老朽化し、日常の運転管理に支障をきたしているため、著しく機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備の電気設備は横河電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては電気設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、かつ計装設備としてのループ設備を熟知している必要があり、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている向洋電機(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 修繕名称

住之江下水処理場濃縮前処理 No.1 沈砂分離装置修繕

2 契約の相手方

JFE エンジニアリング(株)

3 随意契約理由

今回修繕する住之江下水処理場の濃縮前処理 No.1 沈砂分離装置は汚泥中の砂を取り除き、搬出するための設備であるが、長時間の運転によりスクリー軸等が磨耗損傷し、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は JFE エンジニアリング(株)が設計製作したもので、部品の取替え、据付調整については、組付精度や許容値など同社が保有する技術が必要であり、取替部品についても同社製のものを使用しなければならない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は JFE エンジニアリング(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号 06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場外 4 か所電気設備修繕

### 2 契約相手方

(株) 明電舎

### 3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場外 4 か所電気設備は、動力制御設備及び計装設備であり、下水処理場及び抽水所施設の運転・制御に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し著しく機能が低下しているため構成部品を取り替えるものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて部品の取替えを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が行えるのは製作会社の(株) 明電舎のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

1 工事名称：舞洲スラッジセンター2号汚泥溶融炉設備補修工事

2 契約相手方：月島機械(株)

3 随意契約理由：

今回補修工事を行う2号汚泥溶融炉設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設に設置されている設備であり、設備の性能を維持するため必要となる補修工事を行うものである。

今回の補修工事の対象となる2号汚泥溶融炉設備は、月島機械(株)が設計製作及び施工したものであり、溶融炉本体と多くの補機類で構成されおり、汚泥溶融炉設備を補修するに当たっては、これらの設備を十分に熟知していることが不可欠であり、実施にあたっては独自の技術が必要である。また、溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものであり月島機械(株)以外では製作していない。さらには補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本補修工事ができる業者は月島機械(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

放出下水処理場外7か所電気設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場外7か所電気設備は、受変電設備、動力制御設備及び監視設備等であり、処理場・抽水所の運転に重要な役割を持つ設備であるが、長期の使用により老朽化し、著しく機能が低下した構成部品を取替えるとともに、設備の高い信頼性を維持するために高圧電動機の精密整備修繕を行うものである。

本設備は（株）東芝が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは（株）東芝からアフターサービスを移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課（電話番号6969-5847）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

海老江下水処理場外2か所電気計装設備修繕

### 2 契約の相手方

東芝電機サービス(株)

### 3 随意契約理由書

今回修繕する海老江下水処理場外2か所の電気計装設備は、長年の使用により消耗部品が劣化し著しく機能が低下したため、その構成部品の取替を行い修繕するとともに、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき高圧電動機の精密点検整備修繕を行うものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作したもので修繕にあたっては既設設備の構成及び整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、機能回復及び修繕後の性能の維持・継続と密接不可分の関係にある。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社の(株)東芝よりアフターサービスを移管されている東芝電気サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

### 3 随意契約理由

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、クレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

当工場のクレーン設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後のクレーン設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局八尾工場 (TEL : 072-923-4226)

## 随意契約理由書

## 1 修繕名称

道頓堀川水門 排水ポンプ吐出弁用電動開閉機修繕

## 2 契約の相手方

日本ギア工業㈱

## 3 随意契約理由

今回、修繕する道頓堀川水門 排水ポンプ吐出弁用電動開閉機は電動弁を開閉動作させる設備であるが、ポンプ室建屋の漏水により電動弁の作動部分に雨水が侵入し錆・絶縁性能低下が発生しており、運転に支障をきたす恐れがあるので修繕するものである。

本設備は、日本ギア工業㈱が設計製作したもので、修繕には、製作会社保有の設計図に基づく組立精度や許容値を確保するための独自の技術を必要とし、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である日本ギア工業㈱のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話番号：06-6561-0160)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

放出下水処理場沈澄池No. 2原水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

クボタ環境サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場沈澄池原水ポンプは、2次処理水を再利用するための送水ポンプである。この用水は各設備の冷却・洗浄等に使用し、運転に不可欠なものであり、当該ポンプが長時間の運転により、メカニカルシール等が摩耗・損傷し運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、原水ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要があり、さらに修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、修繕のできる業者は、設計製作会社である(株)クボタよりアフターサービスを移管されたクボタ環境サービス(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 遠心濃縮機設備点検整備修繕

### 2 契約相手方

月島テクノメンテサービス (株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する遠心濃縮機設備は、中浜下水処理場の余剰汚泥を濃縮するための設備であるが、長時間の運転により各部が摩耗損傷しているため、修繕するとともに、労働安全衛生法に基づく点検を行うものである。

本設備は、月島機械(株)が設計製作したもので高速回転する外胴・内胴の整備及び調整には、製作会社の技術が必要であり、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より製品のアフターサービスを移管されている月島テクノメンテサービス (株) のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン電気設備補修その他工事

## 2 契約の相手方

川重ファシリテック (株)

## 3 随意契約理由

本件の工事対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（南港C6・7地区）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものである。

本工事内容は、横行用電動機・ブーム～ガータ間ケーブル・エレベータ駆動装置・横行ロープ緊張装置シリンダの取替等、クレーンでの荷役作業を行う上で重要な機械電気設備の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーンの製造者でなければ適正な施工ができない。

当該クレーンは、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、部材・機械装置・電気装置の構造仕様、相互関係等の詳細を知り得るのは製造者のみである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取り扱いができない。

以上の理由により、クレーン全体を把握したうえで安全性を確保し確実な施工を行うことが出来るのは、本設備を製造した川崎重工業（株）より現状維持の補修業務を移管された上記業者のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

港湾局計画整備部設備担当（電気）（電話番号 06-6568-9091）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

弁天抽水所 発電機用ガスタービン設備点検整備修繕

### 2 契約相手方

(株) I H I

### 3 随意契約理由

今回修繕する発電機用ガスタービン設備は、降雨時に運転する雨水排水用主ポンプ電動機に電力を供給するためのものであり、予防保全的に分解点検整備を実施しなければ、経年劣化等による故障発生要因が上昇し、突発的に機関停止が発生した場合、雨水排水用主ポンプ電動機に電力供給ができないため、排水区域に浸水を起こす恐れがある。また、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき発電機用ガスタービン設備の点検整備を行うものである。

本設備は、(株) I H I が設計製作したもので、ガスタービン設備の分解・組立及び各種の調整には、同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である(株) I H I のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場 西沈殿池汚泥ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

住重環境エンジニアリング (株)

### 3 随意契約理由

今回、修繕を行う西沈殿池汚泥ポンプは、西沈殿池で発生する汚泥を汚泥処理設備へ移送するためのポンプであるが、羽根車及びケーシング等が磨耗し、汚泥を移送することができないため、修繕するものである。

本設備は、住友重機械工業 (株) が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社より平成 19 年 1 月 1 日以降、水環境事業部門を分社化し、継承している住友重機械エンバイロメント (株) より、製品のアフターサービスを移管されている住重環境エンジニアリング (株) のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

巽北3丁目地内マンホールポンプ外1か所修繕

### 2 契約の相手方

クボタ機工（株）

### 3 随意契約理由

本修繕は、大雨時の浸水対策として設置されている巽北3丁目地内マンホールポンプ外1か所が、長年の運転によりメカニカルシール等が摩耗損傷し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、ポンプの取替部品について、設備機能を発揮するための据付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取替え調整の技術が、機能の回復及び修繕後のプラント性能の維持・継続と密接不可分の関係にあるため、同社に施工させる必要がある。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社のアフターサービスを移管されているクボタ機工（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課（電話番号 06-6969-5847）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、J F Eエンジニアリング (株) が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者はJ F Eエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号06-6707-3753)

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟排煙設備補修工事

### 2 契約の相手方

オイレスECO(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している排煙設備（排煙オペレータ）の構成部品及び開閉装置の経年劣化による部品交換及び既存排煙設備との連動調整を行うものである。

当該設備は、火災発生時に作動させ、煙を外気に開放するものであり、オイレスECO(株)が製作・設置したものである。本工事の施工にあたっては、当該設備の詳細な仕様と製作会社独自の規格等を熟知していると共に、既存排煙設備と適合する純正部品を使用し、火災発生時に迅速な開放ができるように既存部品と一体となった円滑な連動を確保する必要があると、熟練の専門技術及び当該設備の知識が必要である。また、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、当該設備を製作・施工し、構造を熟知している同社が補修を行うことで、作動の確実性、安全性と施工責任の一元化を図ることができ、既存部品との円滑な可動状態を確保することのできるのは、オイレスECO(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

瓜破斎場 自動扉改修工事

### 2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

### 3 随意契約理由

瓜破斎場の入口自動扉は、ナブコドア株式会社製である。

今回、入口自動扉に不具合が生じている。工事にあたり、機器を製造した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から、既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また修理後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証ができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、製造メーカーであるナブコドア株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 斎場霊園担当

(電話番号 06-6630-3135)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場 2号炉ボイラー設備緊急補修工事

### 2 契約の相手方

日立造船（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の焼却設備中間整備工事に伴い、2号炉ボイラー設備を停止して点検していたところ、中間整備工事の整備対象にはなかったボイラー設備水管の破孔が見つかり、炉の運転が不可能な状況となっていることが判明した。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い2号炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をもはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。このため、ボイラー設備の補修を緊急に実施する必要がある。

また本設備は、現在中間整備工事を行っている日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、2号炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、併せて設備全般に一貫して責任を持たせることができる条件を満たすのは、当該工場の本設備を設計、施工した日立造船（株）以外にはない。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

環境局舞洲工場（電話番号06-6463-4153）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

放出下水処理場外1か所電気設備修繕

### 2 契約相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する放出下水処理場外1か所電気設備修繕は、監視設備、受変電設備等であり、処理場の運転に重要な役割を持つものであるが、長期の使用により老朽化し著しく機能が低下しているため構成部品を取り替えるものである。

本設備は三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計により施工し、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは三菱電機(株)からアフターサービスを移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課(電話番号06-6969-5847)

## 随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当工場の廃棄物処理設備は、(株)タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の廃棄物処理設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の焼却炉や排ガス処理設備などの設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

## 随意契約理由書

1 修繕名称 市内下水処理場等 ディーゼル機関修繕

2 契約相手方 ダイハツディーゼル㈱

3 随意契約理由

今回修繕するディーゼル機関は、雨水排水ポンプや停電時の発電機を駆動するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転において高い信頼性を維持するために修繕するものである。

修繕を定期的実施し、高い信頼性を保っておかなければ、降雨時におけるポンプ排水の際や降雨時の落雷等による停電の際には、ディーゼル機関を運転する事が出来ず、浸水など処理区域の市民生活に支障を来たすおそれがある。

本設備は、ダイハツディーゼル㈱が設計製作したもので、修繕にあたっては、各部品の取り替え組立調整時には、同社が保有する取替調整の技術が必要であり、また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、ダイハツディーゼル㈱のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

1. 工事名称：放出下水処理場外 10 か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方：（株）東芝

3. 随意契約理由：

本工事は、放出下水処理場外 10 か所の場内で別途施工される設備の増設及び改築更新に伴い、関連する下水道施設の運転状態監視、運転操作、運転データの保存、電源供給等を行うために、既設制御設備・既設監視制御設備への機能追加・機器製作及び施工を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）東芝のみである。

4. 根拠法令：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署：建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

湊町リバープレイス熱源機器整備工事

### 2 契約の相手方

荏原冷熱システム㈱

### 3 随意契約理由

本工事は、湊町リバープレイスに設置されている熱源設備であるガス吸収式冷温水発生機の構成部品の取替、試運転調整等をするものである。

当該機器については、㈱荏原製作所が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、㈱荏原製作所から保守、修理を移管されている荏原冷熱システム㈱のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2327）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場 小動物枝肉冷却庫その他冷却設備改修工事

## 2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

## 3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の枝肉の冷却をおこなうための設備である枝肉冷却庫のユニットクーラの部品取替と、部品取替に伴う冷凍機、ユニットクーラの発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

## 2. 契約の相手方

JFEメカニカル(株)

## 3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーン構造の重要な機能を担う横行ロープ用振止装置等の補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、また、故障で積荷の落下等を起こせば直ちに人身事故にも繋がることから、高い安全性が求められるため、クレーン製造実績のある業者でなければ、適正な施工ができない。

クレーンについては、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからないものである。また、使用部品についても一部の汎用品以外、製造者より指示された規格・品質で製作されている特注品であることから、製造者以外の取扱いは困難である。

よって、製造者だけがシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部品の交換、また、部品を交換する事により影響を与える箇所点検及び調整並びに磨耗した部品の取替判断などを的確に行えるものである。

さらに他社が補修を行い不具合が生じた場合、施工不良・部材や部品不良・設計不良などのどの部分に原因があるのか究明すること及び復旧までに相当期間が必要となり、船舶荷役に影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、本市が不利益を被ることとなるため、製造者に補修をさせることにより、責任の一元化及び早急な対応が図る必要がある。

以上のことから、本件工事の施工条件(能力)を満たす業者は、当該クレーンを製造したJFEメカニカル(株)のみである。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当

## 5. 担当部署

港湾局計画整備部設備担当(機械)

電話番号 06-6552-0057

## 随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝電機サービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している表洗ポンプ 2 号、逆洗ポンプ 2 号及び GAC 空洗フロア 2 号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、（株）東芝が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、設計製作図面に基づく高圧電動機設備の構造、性能を熟知した同社が独自に保有する技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、（株）東芝より整備修繕を移管されている東芝電機サービス（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場製氷庫棟製氷機その他補修工事

### 2 契約の相手方

(株)日立プラントサービス

### 3 随意契約理由

本工事は、製氷庫棟に設置されている製氷機及び冷蔵庫棟に設置しているCR-21冷凍機の機能保全のために補修及び部品交換並びに調整を行うものである。

本工事対象設備は、(株)日立製作所(当時は日立プラント建設(株))が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該設備の製造者である(株)日立製作所は、自社製品の保守及び維持管理にかかる関連工事等を同社の系列会社である(株)日立プラントサービスに移管している。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは唯一の業者である(株)日立プラントサービスのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

弁天抽水所自動空気ろ過装置修繕

### 2 契約の相手方

(株) 忍足研究所

### 3 随意契約理由

今回修繕する自動空気ろ過装置は、弁天抽水所の給気ダクト取入空気をろ過する設備であるが、長年の使用により各部が摩耗損傷し、正常な機能が発揮できないため修繕するものである。

本設備は(株)忍足研究所が設計製作したもので、修繕には設備の製作者として独自技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株)忍足研究所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

1. 修繕名称：平野下水処理場機械棟No.1 ターボブロワ設備外修繕

2. 契約相手方：(株) 日立製作所

3. 随意契約理由：

今回修繕をするNo.1 ターボブロワ設備外は、下水処理場の反応槽に空気圧送するための設備であるが、長時間の運転により高速回転を行うターボブロワ回転部分等が摩耗損傷し、運転に支障を来しているため修繕を行うものである。

本設備は(株) 日立製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、組付精度や許容値など同社が保有する独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は(株) 日立製作所のみである。

4. 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署：

建設局 南部方面管理事務所 設備課  
(電話番号：06-6686-5123)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

北部方面管理事務所高度処理設備機械修繕

### 2 契約相手方

クボタ環境サービス(株)

### 3 随意契約理由

今回、修繕する高度処理設備は、海老江下水処理場の二次処理水を原水とし、精密ろ過(MF)膜装置と2段の逆浸透(RO)膜によるろ過を行い高度処理水として各施設へ給水する設備であるが、一次側5本、二次側5本の逆浸透膜については、取替後3年が経過したためろ過性能が低下し、高度処理に支障をきたし、運転不能になるおそれがある。また、付属機器についても設置後18年が経過し、腐食などにより、運転に支障を来しているの

で、併せて修繕するものである。  
本設備は、(株)クボタが設計製作したもので、組立調整には、同社が保有する技術が必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である(株)クボタより修繕等の業務を移管された上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局北部方面管理事務所 設備課(6462-1519)

## 随意契約理由書

1. 工事名称： 大野下水処理場監視制御設備機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、大野下水処理場で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能を、既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署： 建設局管理部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

## 2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

## 3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理施設に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、後オゾン設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また本修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は前澤工業（株）より整備業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

## 5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（TEL06-6815-2402）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 工事名称

清水共同溝内隔壁設置その他工事

### 2 契約相手方

前田・南海辰村特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

本工事は、鶴見区鶴見5丁目地内において、浸水対策として国道479号清水共同溝の下水道施設及び立坑内に、雨水貯留に必要となる隔壁設置等の工事を早急に行うものである。

現在、本工事の施工区域内には、国道479号清水共同溝設置工事-4（以下、「共同溝工事」という）が施工中であり、本工事の施工期間においては、共同溝工事のシールド掘進準備作業をしており、立坑内ではシールド設備工を、地上部では発進防護や防音ハウス設置等を行う予定であり、本工事と共同溝工事において立坑内及び地上部周辺で作業が錯綜することとなる。

また、本工事において資材等の設置スペースが必要であるが立坑内は非常に狭隘であり、先行して作業を行っている共同溝工事と仮設物を共用しなければ作業を行うことができない。これらの状況から本工事と共同溝工事は密接に関連するものであり、施工責任及び安全管理の明確化を図るためにも同一業者により施工する必要がある。

なお、同一業者とした場合、本工事の隔壁や配管類の設置で必要となる仮設物等は、共同溝工事で使用するものと共用することができるため、経済的かつ工程的にも有利に工事を進めることができる。

以上のことから、上記契約相手方と契約を締結するものである。

#### (関連する工事)

工事名称：国道479号清水共同溝設置工事-4

工 期：平成25年3月1日～平成28年2月29日

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

### 5 担当部署

建設局下水道河川部下水道課（電話番号 06-6615-7866）

平成 25 年 12 月 5 日

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 11)

## 2 契約の相手方

鴻池・竹中土木・佐藤・三井住友・あおみ特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

本工事は、此花下水処理場ポンプ場築造工事(その 10)に引き続き雨水滞水池流入施設築造工を行うものである。

本工事で施工する本体構造物は、(その 10) 工事で設置した鋼製立坑を型枠として利用することとなり、躯体の再構造計算、補強対策及び構造変更等を防ぐため、仮設構造物の変位を規格値以内に保つ必要がある。

また、鋼製立坑は、近接する正蓮寺川水門や第 1 線防潮堤等の重要構造物への影響を計測管理しながら施工管理を行っている。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増などによる事業費の増大、事業完了の延伸など、本市の事業実施において不利益となるため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であり、経済性からも不利益となるため、上記相手方に随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 10 条第 1 項第 5 号

## 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その7)

## 2 契約の相手方

熊谷・三井住友・日宝特定建設工事共同企業体

## 3 随意契約理由

本工事は、長堀抽水所雨水滞水池築造工事(その6)に引き続き本体仮設工及び掘削工等を行うものであるが、今回施工する本体仮設工は同工事(その1)で施工済みである本体土留工(柱列式地中連続壁工)と一体構造として、掘削に伴う仮設の安定性において必要不可欠な山留め支保工である。

その目的の発現から今後の施工において近接する地下鉄や周辺家屋等への影響を最小限に抑える重要な仮設構造物であることから、施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

よって、同一請負者による施工責任の連続性、かつ、施工責任による瑕疵の明確化など継続工事との密接不可分な関係であるため、上記相手方に随意契約するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第5号

## 5 担当部署

建設局 下水道河川部 下水道課 (電話番号 06-6615-7883)

# 随意契約理由書

1. 修繕名称 : 十八条下水処理場  
第2ポンプ棟室内排水ポンプ修繕
2. 契約相手方 : (株)荏原製作所
3. 随意契約理由 : 今回修繕する室内排水ポンプは、当下水処理場第2ポンプ棟へ流入するコンベヤ洗浄水等の沈砂池への搬出、また第2ポンプ棟の浸水防止のための設備であるが、長時間の運転により回転部分、軸封部分の損傷が著しく、運転に支障をきたしているので修繕するものである。
- 本設備は、(株)荏原製作所が設計製作したもので今回取り替える部品は他社では製作しておらず、それら製作部品と既設部品との組付けや許容値などにおいて、同社が独自に保有する技術が必要である。
- また、修繕後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要がある。
- 以上のことから、本修繕が行える業者は製作会社である(株)荏原製作所のみである。
4. 根拠法令 : 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
5. 担当部署 : 建設局 北部方面管理事務所 設備課  
(電話番号 06-6462-1519)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

インテックス大阪冷却塔整備工事

### 2 契約の相手方

空研工業（株）

### 3 随意契約理由

本工事は、インテックス大阪に設置された空調設備である冷却塔の構成部品の取替、調整を行うものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、整備工事にあたっては、製造者のみが有する当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、空研工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号 06-6633-2327）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場 加工食料品売場テーブルリフター設備補修工事

### 2 契約の相手方

日本機器鋼業（株）

### 3 随意契約理由

加工食料品売場に設置しているテーブルリフターは、市場関係者が荷物の搬入・搬出に利用している設備である。設置後20年を経過し、テーブル本体の腐食及び各制御機器等の劣化が進んでおり、市場動線として十分に機能しえない状況となっている。

本工事は、南西側設備のテーブル本体及び制御機器等の取替及び北西側設備の制御機器等の取替を行うものである。施工にあたっては、機能維持の観点から既存機器との調整が必要不可欠である。そのため、製造業者独自の専門知識、技術力及び機器設備及び制御系の技術情報が必要であり、その独自の専門知識及び技術情報は製造業者である日本機器鋼業(株)のみが有している。

よって当該設備の構造を熟知し、運転操作・作動の確実性、安全性、既存機器との円滑な可動状態の確保と責任の一元化を図ることができるのは、日本機器鋼業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

## 随意契約理由書

### 1 修繕名称

中浜下水処理場西ポンプ棟 No.7 汚水ポンプ修繕

### 2 契約相手方

(株) 電業社機械製作所

### 3 随意契約理由

今回、修繕するNo.7 汚水ポンプ設備は、中浜下水処理場西ポンプ棟へ流入する汚水を沈殿池へ送水するための設備であるが、夾雑物・砂等によりポンプ回転部分が摩耗・損傷しており継続使用に耐えないため修繕を行うものである。

本設備は、(株) 電業社機械製作所が設計製作したものであり、各種部品の取替えについて、設備機能を発揮させるための組付精度及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく取付調整の技術が必要であり、取替部品も他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社である(株) 電業社機械製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

豊野導水管用排水管 800mm 漏水修繕工事（9 拡側）

### 2 契約の相手方

奥村組土木興業株式会社

### 3 随意契約理由

本工事は、豊野導水管用排水管（φ800mm）の地上部で大量の漏水が判明し配水に支障をきたしているため、地中に埋設されている導水管を掘削し漏水箇所を確認してから割継輪等にて緊急修繕を行うものである。

導水管は原水を送る管路で浄水処理の起点となっているため、漏水期間の長期化や漏水量が拡大すれば、市内の配水に多大な影響を与えることから、導水管の修繕を早急に行う必要がある。

また、本工事で補修する管路は浄水場内の主要管路であることから、工事を実施するにあたり緊急修繕について十分な知識、技術を熟知していなければならない。

以上のことから、過去に同条件の工事实績があり容易に資機材の調達を行え、円滑かつ適正な施工を早急に行うことができる上記相手方と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号

### 5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場維持担当（電話番号072-825-4701）